

・個人関連情報を個人データとして取得する場合、当該個人関連情報に係る本人の同意をクライアント様又はアフィリエイター様において取得いただく必要があります。

**→本確認画面の「2022年3月31日時点で個人関連情報を個人データとして取得
することに関する本人の同意を取得している。」を選択**

※改正法の施行日の前日である2022年3月31日までに対応が必要です。

【注意事項】

個人関連情報を個人データとして取得する場合で当該個人関連情報に係る本人の同意を取得していない場合には、2022年4月1日以降 ■■■■ サービスを提供することはできません。

**→2022年3月31日までに上記2点いずれかの対応(個人データとして取得しない
又は 本人の同意を取得)を実施し、いずれかの回答を選択**

※対応が間に合わない等のご事情がございましたら、営業担当宛にご連絡ください。